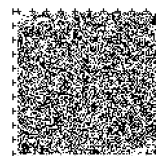
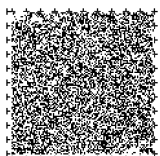
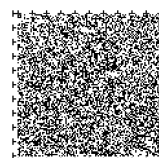

資料編





1 策定経緯

年月日	
令和5年6月7日	第1回杉戸町地域福祉計画策定検討委員会の開催（書面） ・第2次杉戸町地域福祉計画に関する取組状況（総括）について ・第3次杉戸町地域福祉計画の策定について
6月27日	第1回杉戸町地域福祉計画推進協議会の開催 ・第2次杉戸町地域福祉計画に関する取組状況の報告（令和4年度） ・取組状況に対する評価（令和4年度） ・第2次杉戸町地域福祉計画に関する取組状況（総括）の報告 ・第3次杉戸町地域福祉計画策定に関する報告
7月15日 ～ 8月7日	地域福祉に関する町民アンケート調査の実施 ・対 象：18歳以上の町民2,000人（無作為抽出） ・回収率：40.9%（有効回答数：818件）
10月27日	第2回杉戸町地域福祉計画推進協議会の開催 ・地域福祉に関する町民アンケート調査結果の報告 ・各課、社協による次期計画に係る取組内容の検討結果の報告
11月17日	杉戸町地域福祉計画策定検討委員会 作業部会の開催 ・地域福祉計画策定に関する町民アンケートの結果報告 ・計画書案の検討について
12月8日	第2回杉戸町地域福祉計画策定検討委員会の開催 ・計画書素案の検討について ・パブリックコメントの実施について
12月13日	第3回杉戸町地域福祉計画推進協議会の開催 ・計画書素案の検討について ・パブリックコメントの実施について
12月25日 ～ 令和6年1月24日	パブリックコメント（住民意見提出制度）の実施 ・意見数（提出者数2人、意見8件）
2月6日	第3回杉戸町地域福祉計画策定検討委員会の開催（書面） ・パブリックコメントの結果報告について ・計画素案の承認について
2月27日	第4回杉戸町地域福祉計画推進協議会の開催 ・パブリックコメントの結果報告について ・計画素案の承認について
3月13日	第3次杉戸町地域福祉計画の決定



2 杉戸町地域福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 杉戸町における地域福祉施策の計画的な推進を図るため、杉戸町地域福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 杉戸町地域福祉計画に基づく事業の推進に関する事項
- (2) 杉戸町地域福祉計画の改変に関する事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、町長が委嘱する10名以内の委員をもって構成する。

2 前項委員のうち、次の団体から各1名を委嘱する。

- (1) 高齢者保健福祉審議会
- (2) 子どもにやさしい街づくり推進会議
- (3) 杉戸町障がい者計画推進懇話会

3 前項の委員のほか、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員が互選により定め、会務を統括する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

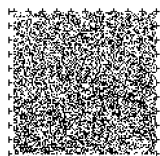
第7条 協議会の庶務は、杉戸町福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

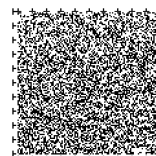
この告示は、公布の日から施行する。



3 杉戸町地域福祉計画推進協議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属団体等
1	長岡 朝子	杉戸町高齢者保健福祉審議会
2	藤倉 正	杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議
3	金森 孝之	杉戸町障がい者協議会
4	大久保 佐知子	杉戸町民生委員児童委員協議会
5	藤田 敏男	杉戸町区長会
6	坂巻 東洋	春日部地区保護司会杉戸支部
7	間宮 佐	杉戸町障がい者計画推進懇話会
8	笹川 景子	杉戸町JMA地域包括支援センター
9	末永 さやか	杉戸町良宝園地域包括支援センター
10	濱田 明美	杉戸町母子愛育会



4 杉戸町地域福祉計画策定検討委員会設置規程

(設置)

第1条 杉戸町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関する計画の立案及び素案の策定を行うため、杉戸町地域福祉計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の立案及び素案の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定において必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、委員長に福祉課長を、副委員長に高齢介護課長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に掲げる事項に関して実務的な調査・研究を行うため、検討委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる部署の主幹の職にある者及び委員長が認めた者をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討委員会及び作業部会の庶務は、福祉課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第12号）抄

(施行期日)

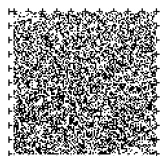
1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第20号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

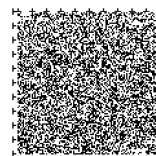
附 則（令和4年3月15日訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。



5 杉戸町地域福祉計画策定検討委員会委員名簿

部署名	職名
秘書広報課	課長
総合政策課	課長
管財契約課	課長
総務課	課長
デジタル推進室	室長
人権・男女共同参画推進課	課長
住民協働課	課長
危機管理課	課長
町民課	課長
子育て支援課	課長
高齢介護課	課長
健康支援課	課長
都市施設整備課	課長
市街地整備推進室	室長
建築課	課長
産業振興課	課長
教育総務課	課長
学校教育課	課長
社会教育課	課長
杉戸町社会福祉協議会	事務局長
福祉課	課長





第3次杉戸町地域福祉計画

杉戸町再犯防止推進計画

杉戸町成年後見制度利用促進基本計画

令和6年3月発行

発行 杉戸町

編集 杉戸町 福祉課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号

電話 0480-33-1111（内線263）

FAX 0480-33-4561

町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp>

